

■下の写真のように、中古利用に適さない使用済特定家庭用機器又はこれが含まれたスクラップは、廃棄物に該当し、輸出を行う際には、環境大臣の確認が必ず必要です。また、使用済特定家庭用機器以外の使用済家電製品についても廃棄物と判断される場合は同様です。これを怠った場合は、廃棄物処理法第10条第1項等に基づき処罰されます。



ほぼすべてがエアコンの室外機であるスクラップ



洗濯機及び洗濯機を分解した洗濯槽が含まれる家電製品のスクラップ